

# 一般競争（指名競争）参加資格審査 申請書類作成要領（建設工事）

国有林野事業特別会計

## 建設工事契約に係る資格審査の申請書類

- 様式1 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）
- 様式2 営業所一覧表
- 様式3 建設共同企業体協定書の写し（略）
- 様式4 工事経歴書
- 様式5 総合評定値通知書の写し（略）
- 様式6 共同企業体等調書
- 様式7 納税証明書（略）
- 付録 競争契約参加資格審査申請書変更届

## 以下林野庁工事实績を有する場合（作成要領3(12)）

- ・契約書の写し
- ・優良工事表彰状の写し
- ・工事成績評定通知書の写し





- (7) 「19 営業年数」欄には、競争への参加を希望する工事の種類（以下「競争参加資格希望工種」という。）に係る建設業の許可又は登録を受けて事業を開始した日（2業種以上のときは最も早い開始日）から基準日までの期間から、当該事業を中断した期間を排除した期間（1年未満切捨て）を記載する。
- なお、共同企業体の場合は、同算定方法による各構成員の平均年数（1年未満切り捨て）を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は同算定方法による組合及び審査対象者の平均年数（1年未満切り捨て）を記載する。
- (8) 「20 総職員数」欄には、審査基準日における雇用期間を特に限定することなく雇用された者（建設業以外の事業に従事する者を含む。）に、法人にあっては取締役又はこれらに準ずる者で常勤のもの数を、個人にあってはその者又はその支配人で常勤のもの数を加えた数を記載する。
- (9) 「21 完成工事高」の各欄については、次により記載する。
- ア 「① 競争参加資格希望工種区分」欄には、工事種別に対応した競争参加資格希望工種を記載する。
- イ 「② 年間平均完成工事高」欄には競争参加資格希望工種ごとに完成工事高（消費税を含まない金額。以下本項目において同じ。）を記載するほか、これら以外の完成工事高を「① 競争参加資格希望工種区分」欄のその他に一括して計上する。なお、個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等には、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている工事業に係るものに限る。）を含めた完成工事高を記載する。
- また、共同企業体の場合は各構成員の完成工事高の合計金額を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は組合及び審査対象者の完成工事高合計金額をそれぞれ記載する。
- なお、「② 年間平均完成工事高」とは、総合評定値通知書における「年平均」と同じである。
- ウ 「③ 申請を希望する部局」欄については、複数の森林管理局に申請を希望する場合に、同欄の枠内に希望する森林管理局等名を記載し、当該部局の下欄に「① 競争参加資格希望工種区分」欄に記載した競争参加資格希望工種ごとに○印を付する。
- (10) 「22 専門技術職員数」欄には、技術士法（昭和32年法律第124号）による技術士補（森林部門）及び日本森林技術協会が認定した林業技士の職員数を記載する。
- (11) 「23 総合評定値通知書」欄には、総合評定値通知書における「総合評定値(P)」の数値を建設工事の種類別に記載する。
- (12) 「24 林野庁工事实績」の各欄については、定期の審査の認定をする年度の前年度末までの4年間に完成した、1件の請負金額が500万円を超える林野庁発注の工事实績を有する場合に次により1件ごとに記載する。
- ア 「①発注機関名」「②工事案件名」「③契約年月日」「④契約金額」については、契約書に基づき記載する。
- イ 「⑤優良工事表彰」については、該当工事が表彰を受けた場合それぞれ該当箇所に○印

を記載する。

ウ 「⑥工事評定点」については、森林管理局長等から通知された工事成績評定通知書の評定点を記載する。

#### 4 添付書類の作成方法

##### (1) 営業所一覧表（様式2）

この様式については申請日現在で作成するとともに、様式の末尾にある記載要領に従って記載することとするが、申請する営業所に対応した「営業区域」を示す都道府県を表わすコードについては、下表のコードを用いること。

コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名		
00	全国	08	茨城県	16	富山県	24	三重県	32	島根県	40	福岡県
01	北海道	09	栃木県	17	石川県	25	滋賀県	33	岡山県	41	佐賀県
02	青森県	10	群馬県	18	福井県	26	京都府	34	広島県	42	長崎県
03	岩手県	11	埼玉県	19	山梨県	27	大阪府	35	山口県	43	熊本県
04	宮城県	12	千葉県	20	長野県	28	兵庫県	36	徳島県	44	大分県
05	秋田県	13	東京都	21	岐阜県	29	奈良県	37	香川県	45	宮崎県
06	山形県	14	神奈川県	22	静岡県	30	和歌山県	38	愛媛県	46	鹿児島県
07	福島県	15	新潟県	23	愛知県	31	鳥取県	39	高知県	47	沖縄県

なお、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。このときには、様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

##### (2) 建設共同企業体協定書の写し（様式3）

建設事業を共同連帯して営むことを目的として定めた構成員の協定書の写しをいう。

##### (3) 工事経歴書（様式4）

この様式については、様式の末尾にある記載要領に従って記載し、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。このときには、様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

また、この作成に当たり、共同企業体の場合は共同企業体として施工した工事及び構成員が施工した工事について、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合として施工した工事及び審査対象者が施工した工事について、それぞれ記載する。

なお、本様式は経営事項審査申請書に添付した工事経歴書（直前1年分）の写しで代替することができる。

##### (4) 総合評定値通知書の写し（様式5）

申請者が建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求により、国土交通大臣又は都道府県知事から申請者に通知されたもので申請日の直近のもの写しをいう。

なお、共同企業体の場合は、各構成員の総合評定値通知書の写しを、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の総合評定値通知書の写

しをそれぞれ提出する。( (7) の項参照)

(5) 共同企業体等調書(様式6)

共同企業体及び官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する申請者が提出するものであり、共同企業体にあつては構成員が5事業者まで、官公需適格組合にあつては組合のほか審査対象者が4事業者までの場合(以下「A者の場合」という。)には、共同企業体等調書(その1)を作成し、これを超える事業者からなる場合(以下「B者の場合」という。)には、共同企業体等調書(その1)及び共同企業体等調書(その2)を作成して提出する。

各欄については、次により記載する。

- ① 「技術職員数」欄には、総合評定値通知書の「技術職員数」欄に記載されている建設工事の種類別の技術職員数を、共同企業体にあつては構成員ごとに、官公需適格組合にあつては組合及び審査対象者ごとに、1級、2級及びその他の「①」から「⑪」の各欄にそれぞれ転記する。また、A者の場合には、①から⑤までの各欄の合計数値を「計」欄に記載する。
- ② 「年間平均完成工事高」欄には、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)の「20 完成工事高 ②年間平均完成工事高」欄において記載した合計金額を転記する。
- ③ 「自己資本額及び利益額」欄には、総合評定値通知書の「自己資本額」欄に記載されている金額を上段、「利益額」欄に記載されている数値を下段にそれぞれ上記①の区分により転記する。また、「⑥ or 計」欄及び「計」欄についても上記①の方法により記載する。
- ④ 「経営状況」欄には、総合評定値通知書の「経営状況」欄の「評点(Y)」欄に記載されている点数を上記の①の区分により転記する。また、「⑥ or 計」欄及び「計」欄についても上記①の方法により記載する。
- ⑤ 「その他の評価項目」欄には、総合評定値通知書の「その他の評価項目(社会性等)」欄の「評点(W)」欄に記載されている点数を上記①の区分により転記する。また、「⑥ or 計」欄及び「計」欄についても上記①の方法により記載する。

(6) 納税証明書(様式7)

直前1年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書をいう。( (7) の項参照)

(7) 証明書類の写しによる代用

添付書類のうち官公署が行った証明書類については、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したものであり、ほぼ原寸大であり、かつ、鮮明である写しに限り、写しによって差し支えない。

(8) 委任状

代理人による申請をする場合には、申請者の代表者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状を作成して提出する。(正本を提出すること。)

## 5 外国事業者が申請する場合の提出書類等

- (1) 申請書の「08 本社（店）住所」欄については、本社（店）の所在する国名及び所在地名を記載する。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載する。
- (2) 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付する。
- (3) 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載する。

## 6 参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事に係る契約のうち登録の工事種類に係るものである。